

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項の規定に基づく平成二十六年定期種畜検査において、有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第六条第二項の規定に基づき有効期限を六箇月以内に限り延長する旨通報があったので、同法第八条第二項に基づき公示する。

平成二十六年三月十七日
福島県知事 佐藤 雄平